

青森県報

号外第四十二号

平成十七年
四月一日
(金曜日)

目 次

告 示

青森県保健医療計画の変更.....(健康福祉課)...

告 示

青森県告示第百七号

医療法(昭和二十三年法律第百五号)第三十条の三第十項の規定により、青森県保健医療計画を次のとおり変更したので、同条第十三項の規定により公示する。

なお、変更後の青森県保健医療計画は、青森県健康福祉部健康福祉政策課及び各健康福祉ごどもセンターの総務企画室に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 郎

青森県保健医療計画の変更内容

青森県保健医療計画及び県内二次保健医療圏ごとに定めている地域保健医療計画を、下記のとおり変更した。

第1 青森県保健医療計画の内容

第1編 総論

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画作成の趣旨

保健医療を取り巻く環境は、近年、少子・高齢化の進展に伴う疾病構造の変化や慢性期患者の増大、医療技術の進展に伴う医療の高度・専門化、ブライケアを中心に全人的な医療を提供できる医師等の養成の必要性、国民の生活水準の向上に伴う療養環境等の快適性に対するニーズや適切な医療情報の手による医療の選択に対するニーズの高まりなど、大きく変化しています。

こうした中で、本県の保健・医療をめぐる環境においては、悪性新生物、脳血管疾患、心疾患等の生活習慣病による死亡率が全国平均を上回り平均寿命に大きく影響していることや、医療資源の偏在、医師の不足など改善すべき課題が多い状況となっています。

このため、県では、平成12年3月に現行の「青森県保健医療計画」を作成し、関係行政機関、保健・医療・福祉関係機関等が連携を図りながら各種施策の推進に努めてきましたが、平成12年12月に医療法等が改正され、病床区分の見直し、臨床研修の必修化、医療情報提供の推進(広告規制緩和)等の変更が行われました。

また、平成12年4月からは介護保険制度の導入、平成14年7月には国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項等を定める健康増進法が制定されるなど、保健・医療・福祉を取り巻く環境はさらに変化してきています。このような状況の変化に適切に対応するため、現行の計画を見直すこととし、今後の保健・医療提供体制の充実を図るものです。

2 計画の性格と役割

(1) 計画の性格

ア 計画は、二次保健医療圏ごとに策定される地域保健医療計画とともに、本県における保健医療提供体制の確保のための基本方針となるものです。

イ 「生活創造推進プラン」を具体的に推進するための部門別計画として位置付けるものです。

ウ 「青森県社会福祉基本計画」、「おおもり高齢者すこやか自立プラン」、「おおもりすくすく子育てプラン」、「新青森県障害者計画」、「健康おおもり21」及び「青森県結核予防計画」等既存の各種計画と整合性をもつた本県の保健医療に関する基本計画です。

(2) 計画における関係者の役割

ア 県民に対しては、健康増進、疾病予防、早期受診等健康づくりの積極的な取組を期待します。

イ 保健医療機関・関係団体に対しては、計画の推進について理解と参画を期待します。

ウ 市町村に対しては、計画の推進について県と一体となった取組を期待します。

エ 国に対しては、計画の実現について必要な措置を求め、積極的な支援、協力を期待します。

3 計画の期間

この計画は、平成17年度から21年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、策定後において保健医療環境及び社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じ見直します。

4 計画の基本方針

(1) 主要課題

高齢社会を迎え、本県の保健医療面での主要課題は次のとおりです。

本県では、県民の健康づくりによる短命県からの脱却を目標に、これまで県民参加による健康づくり県民運動を展開するなど、県民の健康づくり対策を推進してきており、その結果、平均寿命は年々延びてきています。

しかし、平均寿命は全国と比較すると依然最下位にあり、また、近年、単に「長生きする」というだけでなく、健康で生きがいのある、自立した生活を送ることに重要な意味が持たれてきています。

このような中で、県では、平成10年3月に県民の健康づくりを図り、本県の平均寿命を引き上げることが目標として「平均寿命アップ基本指針」を、平成11年2月には、個人や家庭、職場、県などの役割を明確に

し、健康づくりを推進するために「平均寿命アップ計画」を策定しました。また、平成13年1月には、健康の増進と発病を予防する一次予防に重点をおき、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図るため「健康おおもり21」を策定し、総合的・効果的に推進してきたところです。

今後は、この「健康づくり」に関する気運の高まりを活かし、個人の取組と併せ、健康づくり支援のための環境整備など各種施策を積極的に推進する必要があります。

本県は、悪性新生物、脳血管疾患、心疾患等の生活習慣病による死亡率が全国を上回る状況となっています。特に悪性新生物による死亡率は全国と同様に増加を続けています。

また、乳児死亡率及び周産期死亡率が全国を上回る状況となっており、ともに、全国でも下位に位置しています。

こうしたなか、本県の医療体制は年々充実してきていますが、医療従事者及び医療施設等の医療資源の絶対数が不足していることや地域間格差が生じていること、また、高度・専門的な医療の提供についても十分とはいえない地域が存在するなど、更なる充実が必要となっています。

このため、医療提供機能の分担と連携の促進により、医療資源の効率的な活用と確保充実を図るとともに、診療機能を考慮した体系的な医療提供体制を整備することが求められています。

高齢者や障害者など、保健・医療・福祉サービスが必要とする住民に対しては、適切な時期に的確なサービスを提供し、安心を実感できる地域社会づくりが必要となっています。

保健・医療・福祉サービスを提供する各機関は互いに連携しあい、一体的サービスを提供することが求められています。

医療技術の進展に伴い、高度で多様な医療サービスの提供が可能になる一方で、医療に対するニーズも高度化・多様化してきており、県民の医療サービスの質に対する意識が高まっています。良質な医療情報の提供や診療体制、看護体制の整備、インフォームドコンセントの推進など患者が安心と満足が得られる医療サービスの提供のための取組が必要となっています。

また、近年、全国的に医療事故が多数発生しており、医療の安全性に対する関心は高まっています。医療の安全性を高め、医療事故の発生を

防止するため、医療機関における組織的な取組や関係機関の取組が求められています。

医師、歯科医師、薬剤師等の医療従事者は、人口10万人当たりでは全国平均を下回り、絶対数が不足しているとともに、都市部への偏在が生じています。本県における医療提供体制を確保するため、不足している保健医療従事者の絶対数の増加や都部における医療従事者の確保による地域偏在の解消、さらには安定確保が求められています。

また、高度化・専門化する医療や多様化する保健・医療・福祉のニーズに対応するため保健医療従事者の資質の向上が求められています。

(2) 青森県重点推進プロジェクト

生活創造推進プランでは、青森県がめざす将来像である「生活創造社会」の実現に向けて、「人材」、「産業・雇用」、「健康」、「安全・安心」、「環境」の5つの戦略分野において県が重点的に推進する10本のプロジェクトを定めていますが、「健康」の分野に関する「健康」といふものの育み推進プロジェクト」における取組の戦略は次のようになっています。

戦略1：参加し、実践する健康づくりの推進

県民の健康レベルを向上させるべく、健康づくりへの参加機会の拡充、健康づくりのための環境整備の推進に取り組めます。

戦略2：健康を支える地域医療の再構築と連携

県民の命を支える医療水準の向上のために、地域医療の担い手である医師の県内定着及び医師の採用・配置に効果的に取組む仕組みづくりなどにより医師の確保に取り組めます。

また、県立病院改革の推進や自治体病院の機能再編成の推進に取り組めます。

戦略3：住民本位の保健・医療・福祉包括ケアの提供

住民が健やかにいきいきと生活していく上で効果的な保健・医療・福祉包括ケアシステムを構築するために、住民満足度を高める包括ケア管理運営手法の提供、医療との連携による広域的ネットワークシステムの構築に取り組めます。

戦略4：子どもの命を大切にす環境づくりの推進

「命を大切にする心を育む県民運動」をはじめとした、命を大切にする環境づくりを推進します。

また、虐待を受けた子どもたちへのケア体制の確立など児童虐待防止対策の充実を図るとともに、思春期世代に対して、生命の尊さや子育ての意義について、理解の促進を図ります。さらに、これまで法的整備がなされていなかったことにより対応が遅れていた自閉症・発達障害児対策に取り組めます。

(3) 基本方針

主要課題を受け、「生活創造推進プラン」の目指す生活創造社会の実現に向けて、次の事項を基本方針とし、その推進を図ります。

生涯を通じた県民総参加による健康づくりの推進

県民一人ひとりの「自らの健康は自らつくる」という主体的な取組を、社会全体として支援していく環境を整備し、個人の力と社会の力を併せて、それぞれのライフステージに合わせた健康づくり対策を総合的・効果的に推進します。

機能分担と連携による体系的な医療提供体制の整備

かかりつけ医から地域の中核的病院等に至る各医療提供施設間の機能分担と連携を推進し、在宅医療をはじめ、高度・専門医療に渡る、各種ニーズに応じた質の高い、かつ効率的な医療を県民に提供する、体系的な医療提供体制の整備を図ります。

保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築と充実

県民の誰もが必要な時に必要な保健・医療・福祉サービスが受けられるよう「利用者本位」の視点に立った「保健・医療・福祉包括ケアシステム」をすべての市町村に構築するとともに、広域的な支援体制の構築を図ることにより、その機能の充実を図っていきます。

良質で安全・安心な保健医療の提供・確保

医療を受ける際に満足が得られるよう医療サービスの向上に努めるとともに、安心して医療を受けられるよう医療事故防止体制の整備を促進します。

保健医療を担う人材の養成確保と資質の向上

医師や看護師をはじめとする保健医療従事者の養成確保対策を積極的に推進し、本県における保健医療従事者の絶対数の増加と資質の向上を図ります。

5 計画の推進

県は、関係行政機関、保健・医療・福祉関係団体等と連携し、計画の実効性の確保・推進に努めるものとします。

計画を、効果的・効率的に推進するため、「青森県地域保健医療対策協議会」、「保健・医療・福祉総合推進会議」、「保健・医療・福祉包括ケアシステム推進協議会」及び「めざせ長寿作戦本部」等において、県レベルの保健医療福祉関係団体相互の連携を図り、具体的な方策等を検討していくこととします。

また、二次保健医療圏ごとに設置している「地域保健医療推進協議会」、「地域保健・医療・福祉包括ケアシステム推進会議」のほか、「市町村健康づくり推進協議会」において、地域レベルでの保健医療福祉の連携を図り、具体的な方策等を検討していくこととします。

第2章 本県の保健医療の概況

1 人口等の概況

(1) 地勢等

本県は、本州の最北端に位置し、三方を海に囲まれ、津軽半島及び下北半島で陸奥湾を抱いたような地形であり、総面積は9,666.52km²で国土の2.5%に当たり、全国第8位の広さを有しています。山地と河川によって形成された平野部には、青森市、弘前市、八戸市等を中心とした生活圏域が形成されています。

本県の気候は、本州最北の緯度にあるため、概して冷涼型ですが、世界遺産である白神山地や十和田八幡平国立公園をはじめとする自然公園や数多くの温泉等豊かな自然環境に恵まれています。

(2) 人口

本県の人口は、平成12年10月1日現在、1,475,728人（国勢調査）で、男702,573人（47.6%）、女773,155人（52.4%）となっており、全国の男49.0%、女51.0%に比べ女の構成比率が高くなっています。

人口の推移をみると、昭和45年以降増加傾向で推移していましたが、昭和55年～60年で横ばいとなり、昭和60年以降は減少傾向で推移しています。年齢別の人口割合の推移をみると、15歳以上65歳未満の人口の割合は横ばいの状況ですが、15歳未満人口の割合が低下する一方、65歳以上の人口割合が上昇しており、人口の少子・高齢化が進行しています。

(3) 人口動態

出生率と死亡率

ア 出生率

本県の出生率は減少傾向にあり、全国との比較では、平成14年は8.5で全国の9.2を0.7ポイント下回っています。

イ 死亡率

本県の死亡率は増加傾向にあり、全国との比較では、昭和48年以降全国を上回っており、平成14年は9.2で全国の7.8を1.4ポイント上回っています。

ウ 乳児死亡率

本県の乳児死亡率は、昭和54年に9.3と初めて10.0を下回り、それ以降も減少を続けましたが、平成4年以降は増加と減少を繰り返しています。

全国との比較では、平成6年及び平成9年を除き上回る状況にあり、平成14年度は3.7で全国の3.0を0.7ポイント上回っています。

エ 新生児死亡率

本県の新生児死亡率は、乳児死亡率と同様減少していましたが、平成4年以降は増加と減少を繰り返しています。

全国との比較では、平成9年に初めて全国を下回りましたが、平成14年は2.5で全国の1.7を0.8ポイント上回っています。

死因

本県の主要死因をみると、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患等のいわゆる生活習慣病が上位を占めています。

特に、悪性新生物の死亡率は増加を続け、昭和57年からは脳血管疾患を上回り、死亡順位の第1位となっています。

平均寿命

本県における平均寿命は、昭和45年には男67.82歳、女74.68歳で、その後年々延びて平成12年には男75.67歳、女83.69歳となっていますが、全国最下位グループに属しています。

2 保健医療体制の概況

(1) 県の体制

県の組織は、平成9年4月から健康福祉部において保健・医療・福祉行

政の総合的・一体的な推進を図るため、各種の施策を展開しています。また、平成14年4月からは、県内6圏域ごとに広域的、専門的な拠点として、県の出先機関である保健所、地方福祉事務所、児童相談所を集約し健康福祉こどもセンターを設置し、効果的、効率的な健康福祉行政を推進しています。

(2) 医療関係施設

病院

病院は、病床数が20床以上の医療を提供する施設ですが、県内には、平成14年10月1日現在、110か所設置されています。

人口10万対の病院数は7.5で、全国7.2とほぼ同等の水準にあります。開設者別にみると、自治体の開設が多いのが特徴となっています。

診療所

診療所は、病床数が19床以下の医療を提供する施設を言いますが、県内には平成14年10月1日現在、一般診療所が974施設（うち有床診療所358施設）、歯科診療所は571施設が設置されています。

人口10万対の施設数は、一般診療所が66.3で、全国の74.4を下回っています。また、有床診療所は24.3で、全国の12.7を上回っています。また、歯科診療所は38.9で、全国の51.1を下回っています。

病床数

本県における医療施設の病床数は、平成14年10月1日現在、病院が20,061床、一般診療所が5,628床となっています。

病院の病床数を病床種別にみると、療養病床及び一般病床等が15,024床（構成比74.9%）、精神病床が4,646床（23.2%）、結核病床が377床（1.9%）となっています。

また、人口10万対の病床数を全国と比較すると、本県は病院及び一般診療所とも全国を上回っており、特に一般診療所は全国の約2.5倍となっています。

病床利用率

本県における病床利用率は、全ての病床において全国を下回っています。

平均在院日数

本県における入院患者の平均在院日数は、一般病床等及び結核病床に

おいて全国を上回っています。

介護老人保健施設

介護老人保健施設は、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の基における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設で、平成15年4月1日現在、55施設が整備されています。

助産所

助産所は、助産婦が助産や妊婦、新生児の保健指導等を行う施設で、平成15年3月31日現在51施設があります。

その他の医療関連施設

ア 訪問看護ステーション

訪問看護ステーションは、在宅の寝たきり老人等や難病患者、障害者等の療養者に対して、医師の指示に基づき、看護師等が家庭に Outreach、必要な看護サービス等の提供を行う施設で、平成15年4月1日現在、県内に81か所が整備されています。

イ 薬局

薬局は、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所をいいます。平成15年3月31日現在、522施設となっています。

ウ 衛生検査所

衛生検査所は、人体から排出又は採取された検体について、医療機関に代わって微生物学的検査、血清学的検査等検体検査業務を行う場所として都道府県知事の登録を受けた施設で、平成15年4月1日現在、10施設となっています。

(3) 保健関係施設

保健所

県内に保健所は平成15年4月1日現在、6か所1支所が設置されており、県民の健康的な生活を守るために、結核、エイズなどの感染症対策、精神保健福祉対策、難病患者の支援など広域的、専門的な保健サービスを実施しています。

なお、平成14年4月1日から、保健・医療・福祉サービスの総合的、一体的な提供を図るため、県の出先機関である保健所、地方福祉事務所、児童相談所を組織統合して「健康福祉こどもセンター」を設置し、保健

所については「健康福祉こどもセンター保健部」となっています。

市町村保健センター

市町村保健センターは、市町村における対人保健サービス及び地域住民が行う自主的な保健活動の拠点としての役割を担っており、平成16年4月1日現在40市町村に設置されています。

精神保健福祉センター

精神保健福祉センターは青森市に設置されており、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、相談・指導などを行っています。

環境保健センター

環境保健センターは青森市に設置されており、公衆衛生情報の解析・提供、各種の調査研究、研修指導などを行っています。

(4) 主な保健医療従事者の状況

本県における主な保健医療従事者数（人口10万対）は、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、理学療法士、診療放射線（X線）技師及び栄養士が全国を下回っており、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科技師、作業療法士及び臨床（衛生）検査技師が全国を上回っていますが、しかし、看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）の就業者数については、平成15年7月に県が調査したところ17,170人となっており、「青森県看護職員需給見通し（第3次）」における平成15年末の就業予定者数17,737人を下回る状況となっています。

第3章 保健医療圏の設定と基準病床数

1 保健医療圏の設定

(1) 保健医療圏設定の意義

近年の人口構造の高齢化や疾病構造の変化等に的確に対応し、また、限られた保健医療資源の効率的な活用を図り、もって、県民に対して健康の増進・疾病の予防から治療・リハビリテーションに至る包括的な保健医療サービスを適切、かつ、きめ細かに提供するための圏域であり、次のとおり設定するものです。

(2) 保健医療圏

一次保健医療圏

一次保健医療圏は、初期医療、疾病予防のための健診等住民の日常生活に密着した保健医療サービスを提供する最小単位の圏域であり、日常発生する一般的な疾病に対応できる区域とし、各市町村を単位として設定します。

なお、市町村の区域は平成17年4月1日現在を基準としています。

二次保健医療圏

二次保健医療圏は、専門性の高い保健医療サービスを提供する圏域であり、病院の一般病床に係る入院医療がおおむね完結できる区域とし、患者の動向をはじめとする各種の調査等に基づき、県内に次のとおり圏域を設定します。

なお、今回策定する保健医療計画では、市町村合併に伴う市町村区域の変更による圏域の変更として、青森市及び浪岡町の合併により設置された新青森市を青森地域保健医療圏として圏域を変更しています。

二次保健医療圏名	構 成 市 町 村 名
津軽地域保健医療圏	弘前市 黒石市 岩木町 相馬村 西目屋村 藤崎町 大鰐町 尾上町 平賀町 田舎館村 碓ヶ野村 坂柳町 (2市6町4村)
八戸地域保健医療圏	八戸市 百石町 下田町 三戸町 五戸町 田子町 名川町 南部町 階上町 福地村 新郷村(1市8町2村)
青森地域保健医療圏	青森市 平内町 外ヶ浜町 今別町 蓬田村 (1市3町1村)
西北五地域保健医療圏	五所川原市 つがる市 鱒ヶ沢町 深浦町 鶴田町 中泊町 (2市4町)
上十三地域保健医療圏	十和田市 三沢市 野辺地町 七戸町 六戸町 横浜町 東北町 六ヶ所村 (2市5町1村)
下北地域保健医療圏	むつ市 大間町 東通村 風間浦村 佐井村 (1市1町3村)

三次保健医療圏

三次保健医療圏は、一次保健医療圏及び二次保健医療圏で対応することが困難な極めて専門性の高い保健医療サービスを提供する圏域であり、県全域とします。

精神病床数、結核病床数及び感染症病床数を定める圏域

精神病床数、結核病床数及び感染症病床数を定める圏域は、県全域とします。

2 基準病床数

二次保健医療圏における病院の療養病床及び一般病床並びに県全域における精神病床、結核病床及び感染症病床の基準病床数を、医療法施行規則に規定する基準により定めます。

ア 二次保健医療圏における療養病床及び一般病床
病院における療養病床及び一般病床の保健医療圏ごとの基準病床数を、次のとおり定めます。

二次保健医療圏	基準病床数
津軽地域保健医療圏	3,471
八戸地域保健医療圏	3,298
青森地域保健医療圏	3,278
西北五地域保健医療圏	1,303
上十三地域保健医療圏	1,185
下北地域保健医療圏	723
計	13,258

イ 県全域における精神病床、結核病床及び感染症病床
県全域における精神病床、結核病床及び感染症病床の基準病床数を次のとおり定めます。

病 床 区 分	基準病床数
精 神 病 床	4,932
結 核 病 床	98
感 染 症 病 床	32

ウ 県内における既存病床数

各圏域ごとの既存病床数は、下記のとおりです。(平成16年12月31日現在のデータにより医療法施行規則に基づき算出)

病 床 区 分	圏 域	既存病床数
療 養 病 床 及 び 一 般 病 床	津軽地域保健医療圏	4,276
	八戸地域保健医療圏	3,542
	青森地域保健医療圏	3,387
	西北五地域保健医療圏	1,633
	上十三地域保健医療圏	1,498
下北地域保健医療圏	下北地域保健医療圏	679
	合 計	15,015
精 神 病 床	県 全 域	4,850
結 核 病 床	県 全 域	198
感 染 症 病 床	県 全 域	20

第 2 編 各 論

第 1 章 生涯を通じた県民総参加による健康づくりの推進

項 目	施 策 の 方 向
1 健康あおもり21の推進	疾病の発病を予防する「一次予防」に重点を置いた対策の推進 目標値・行動目標の設定と評価 健康づくり支援のための環境整備
2 ライフステージと個別ニーズに応じた保健対策	妊娠・出産及び不妊への支援の推進 小児保健医療の充実 子どもの健やかな発達と育児不安の軽減 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進 適切な生活習慣の確立の促進 学校における健康教育や相談の充実 虐待・いじめの未然防止及びこころの健康に関する相談・指導の充実 県民健康づくり運動「健康あおもり21」の推進
(3) 成人・老人保健対策	生活習慣病予防の普及啓発の推進 各種健・(検)診体制の充実

<p>(4) 歯科保健対策</p> <p>(5) 精神保健福祉対策</p> <p>(6) 結核対策</p> <p>(7) エイズ対策</p> <p>(8) 感染症対策（結核・エイズ対策を除く）</p> <p>(9) 難病対策</p> <p>3 健康づくり基盤の整備</p> <p>(1) 市町村保健事業の拠点整備</p>	<p>各機関・団体等との連携強化 県民一人ひとりの歯の健康づくりの推進 ライフステージごとの歯科保健対策の推進 要介護高齢者や障害児者の歯科保健対策の推進</p> <p>精神疾患や精神障害者に対する正しい理解の普及啓発 相談支援体制の構築 社会復帰施設の充実 地域生活の支援 自立と社会参加の促進 こころの健康づくりの推進 「青森県結核予防計画」に基づき総合的かつ計画的な結核対策の推進 正しい知識の普及啓発 患者の早期発見 患者支援 患者の家族、接触者からの新たな患者発生防止</p> <p>関係機関との連携、協力体制の充実 医療従事者への情報提供 正しい知識の普及啓発 相談・検査体制の充実 専門的知識を有する医師等の人材養成と医療従事者等の資質の向上 医療機関における患者・感染者の受入体制の充実</p> <p>新しい時代の感染症対策の構築 感染症の発生の予防・まん延防止に備えた事前対応型の対策の充実 医療の提供体制・人材の養成等の対策の推進 感染症に関する正しい知識の普及 難病患者・家族への支援の充実 難病患者等の相談体制の充実 在宅療養等の環境整備</p> <p>市町村保健センター等の保健活動拠点施設の整備促進 関係機関との連携体制の促進 保健活動の拠点施設を有している市町村に対</p>
--	--

<p>(2) 保健所等の機能の充実・強化</p>	<p>する機能充実のための支援 保健所機能の充実・強化 精神保健福祉センターの機能の充実・強化</p>
--------------------------	---

第2章 機能分担と連携による体系的な医療提供体制の整備

項 目	施 策 の 方 向
<p>1 保健医療圏における医療提供体制の整備</p>	<p>医療機関の機能分担・連携の推進 医療資源の地域偏在の解消 グライマリ・ケアの充実 高度、専門医療の充実 特殊医療の充実</p>
<p>2 医療関係施設相互の機能分担と連携</p> <p>(1) 施設間の機能分担と連携の推進</p> <p>(2) 公的病院等の役割</p>	<p>医療施設間の機能分担と連携の推進 診療所等におけるプライマリ・ケアの促進 在宅医療の普及促進 病院のオーブン化の促進 情報機器等を利用した連携の促進 国立の病院の地域における高度・特殊医療を担う医療機関としての機能充実 県立病院の医療機能の強化・充実 中核的な役割を果たす自治体病院の確保及び機能充実 自治体病院機能再編成の推進</p>
<p>(3) 自治体病院機能再編成の推進</p> <p>(4) 医薬分業の推進</p> <p>3 医療提供施設の整備</p> <p>(1) 地域医療支援病院の整備</p> <p>(2) 診療機能を考慮した施設整備</p> <p>4 専門性の高い医療提供体制の整備</p> <p>(1) がん医療体制</p>	<p>医薬分業の推進によるきめ細かな医療の提供の推進</p> <p>医療施設機能の体系化及び地域の医療機関の連携強化 医療施設相互の連携 不足している診療機能の拡充</p> <p>がん診療体制の充実 特定機能病院の機能充実 地域バランスを考慮した基幹的病院等の高度・特殊医療機器の充実 専門医等医療従事者の養成・確保</p>

(2) 終末期医療体制 (3) 周産期医療体制	緩和ケアの充実 県周産期医療システムの効果的な運営による適切な医療を受けることができる環境づくりの推進
(4) 感染症等医療体制 (結核・エイズ・感染症)	全県レベルでの結核病床の確保及び結核医療の充実 エイズ治療拠点病院の診療体制の充実及び医療従事者の資質の向上 感染症指定医療機関の整備・充実 患者の人権を尊重した入院患者の適正・適切な医療の確保及び療養環境の改善促進
(5) 精神医療体制	精神科医療の機能の充実
(6) 歯科医療体制	地域における歯科医療体制の整備
(7) 臓器移植及び造血細胞移植	臓器移植に関する普及啓発 移植医療実施のためのネットワークの充実 骨髄バンク登録希望者拡充のための普及啓発 臓器移植及び造血幹細胞移植の推進を図るための民間活動の醸成
5 救急医療体制の整備 (1) 救急医療体制	初期救急医療体制の整備 二次救急医療体制の整備 三次救急医療体制の整備 救急医療情報システムの充実 救急搬送体制の充実と広域搬送体制の整備 救急思想の普及啓発事業の促進
(2) 小児救急医療体制	初期小児救急医療体制の整備 二次小児救急医療体制の整備 三次小児救急医療体制の整備 小児救急医療体制の検証・調査 消防機関と救急医療機関との連携強化
(3) 病院前救護体制	救急救命士に対する指示体制及び救急隊員に対する指導・助言体制の充実 救急活動の事後検証体制の充実 救急救命士に対する再教育の実施
(4) 精神科救急医療体制 6 災害時医療・健康危機管理体制の整備 (1) 災害時医療体制	緊急時の医療体制の充実 災害時医療情報システムの整備 負傷者の搬送体制の整備

(2) 緊急被災く医療体制 (3) 健康危機管理体制	相互応援体制の整備 災害時における保健活動の充実 緊急被災く医療体制の充実 初動体制の確立・強化 関係機関との連携強化
7 へき地医療体制の整備	へき地医療支援体制の充実 へき地医療に従事する医師の確保 へき地医療を担う医療機関における診断支援システム等の充実 患者輸送体制(車)の整備

第3章 保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築と充実

項 目	施 策 の 方 向
1 保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進 2 地域リハビリテーション支援体制の整備	保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築と充実の支援 地域リハビリテーション支援体制づくりの推進 地域リハビリテーション事業の充実強化 心身障害児者に対する総合的リハビリテーションシステムの確立 健康づくりの推進 介護予防と認知症対策の推進 介護保険サービスの効果的な使い方・質の向上
3 介護支援サービス体制の整備	地域コミュニケーションによる支え合い 高齢者の社会参加促進 保健・医療・福祉の連携 保健・医療・福祉情報の効果的な活用及び県民への情報提供の強化
4 保健・医療・福祉の情報化	

第4章 良質で安全・安心な保健医療の提供・確保

項 目	施 策 の 方 向
1 医療機関情報の提供 2 医療サービスの質の向上	医療機関情報の提供促進 患者の満足が得られる医療サービスの向上
3 医療事故・院内感染防止に向けた取り組みの推進	

<p>(1) 医療事故防止</p> <p>(2) 院内感染防止</p>	<p>医療安全管理体制の充実 患者・家族等と医療機関等との間の信頼関係構築 医師及び医療従事者の資質の向上 院内感染対策支援事業を通じた院内感染対策の強化促進 販売業者等への監視指導及び消費者への適切な情報提供等の推進 薬物乱用防止活動の強化 麻薬や向精神薬等の取扱いの指導強化 献血思想の普及啓発による安全な血液の確保</p>
<p>4 医薬品等の安全確保対策の推進</p> <p>5 薬物乱用防止対策の推進</p> <p>6 血液確保対策の推進</p> <p>7 快適な生活環境の確保</p> <p>(1) 食の安全・安心対策</p>	<p>効果的・効果的な監視指導の実施 H A C C P に基づく自主的な衛生管理の普及 地域における衛生水準の向上の支援 食品検査体制の充実、強化 リスクコミュニケーションの推進 とちく・食鳥検査体制の充実強化 食品衛生に関する調査研究の推進 「青森県水道整備基本構想」の推進 小規模水道及び飲用井戸等の衛生確保</p>
<p>(2) 飲用水の衛生確保</p>	

第5章 保健医療を担う人材の養成確保と資質の向上

項 目	施 策 の 方 向
1 医師	へき地医療を担う医師の養成・確保 医学生の内定定着・県外在住医師の内定への就労促進 医師の就労・教育環境の整備 関係機関との連携強化 郡部における歯科保健診療の充実
2 歯科医師	保健・行政に従事する歯科医師の確保促進 新たな役割に適切に対応できる薬剤師の確保及び資質の向上
3 薬剤師	保健師の安定的養成・確保 保健師の資質の向上 看護職員の資質の向上 看護職の離職防止、再就業 看護師等養成所卒業後の県内定着
4 保健師、助産師、看護師等	医療機関や介護老人保健施設等における理学
5 理学療法士、作業療法	

<p>士、言語聴覚士</p> <p>6 栄養士</p> <p>7 その他の従事者</p>	<p>療法士、作業療法士、言語聴覚士の確保 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資質の向上 市町村における管理栄養士・栄養士の配置促進及び資質の向上 必要数の把握と人材の確保</p>
--	---

第2 津軽地域保健医療計画の内容

第1章 生涯を通じた県民総参加による健康づくりの推進

項 目	施 策 の 方 向
<p>1 「健康津軽21」の推進</p> <p>2 ライフステージと個別ニーズに応じた保健対策</p> <p>(1) 母子保健対策</p>	<p>疾病の発病を予防する「一次予防」に重点を置いた対策の推進 目標値・行動目標の設定と評価 健康づくり支援のための環境整備</p>
<p>(2) 学童・思春期保健対策</p>	<p>妊娠・出産及び不妊への支援の推進 小児保健医療の充実 子どもの健やかな発達と育児不安の軽減 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進 適切な生活習慣の確立の促進 学校における健康教育や相談の充実 虐待・いじめの未然防止及びこころの健康に関する相談・指導の充実 当圏域の健康づくり運動「健康津軽21」の推進</p>
<p>(3) 成人・老人保健対策</p>	<p>生活習慣病予防の普及啓発の推進 各種検診体制の充実 各機関・団体等との連携強化 地域住民一人ひとりの歯の健康づくりの推進 ライフステージごとの歯科保健対策の推進 要介護高齢者や障害児者の歯科保健対策の推進</p>
<p>(5) 精神保健福祉対策</p>	<p>相談支援体制の構築 社会復帰施設の充実 地域生活の支援 自立と社会参加の促進 精神障害に対する正しい知識の普及啓発と、</p>

<p>(6) 結核対策</p> <p>(7) エイズ対策</p> <p>(8) 感染症対策（結核・エイズ対策を除く）</p> <p>(9) 難病対策</p> <p>3 健康づくり基盤の整備 (1) 市町村保健事業の拠点整備 (2) 保健所等の機能の充実・強化</p>	<p>こころの健康づくりの推進 正しい知識の普及啓発 患者の早期発見 患者支援 家族、接触者への対応 関係機関との連携、協力体制の充実 医療関係者への情報提供 正しい知識の普及啓発 相談・検査体制の充実 医療機関における患者・感染者の受入体制の充実</p> <p>青森県感染症予防計画に基づいた感染症の発生の予防・まん延防止対策の推進 感染症に係る医療の提供体制・人材の養成等の強化 感染症に関する正しい知識の普及 難病患者・家族への支援の充実 難病患者等の相談体制の充実 在宅療養等の環境整備</p> <p>保健活動拠点を有している市町村に対する支援 関係機関との連携強化 専門的、技術的業務の推進 企画調整機能の強化 地域特性に応じた調査研究の推進 情報の収集、整理、活用及び提供の推進 市町村等への支援の推進 健康危機管理体制の強化</p>
---	--

第2章 機能分担と連携による体系的な医療提供体制の整備

項 目	施 策 の 方 向
1 保健医療圏における医療提供体制の整備	医療機関の機能分担・連携の推進 医療資源の地域偏在の解消 プライマリ・ケアの充実 高度、専門医療の充実 特殊医療の充実
2 医療関係施設相互の機能分担と連携	

<p>(1) 施設間の機能分担と連携の推進</p> <p>(2) 公的病院等の役割と自治体病院機能再編成の推進</p> <p>(3) 医薬分業の推進</p> <p>3 医療提供施設の整備 (1) 地域医療支援病院の整備 (2) 診療機能を考慮した施設整備 4 専門性の高い医療提供体制の整備 (1) がん医療体制</p> <p>(4) 終末期医療体制 (2) 周産期医療体制 (3) 感染症等医療体制（結核・エイズ・感染症） (5) 精神医療体制 (6) 歯科医療体制 (7) 臓器移植及び造血幹細胞移植 5 救急医療体制の整備 (1) 救急医療体制</p>	<p>医療施設間の機能分担と連携の推進 診療所等におけるプライマリ・ケアの促進 在宅医療の普及促進 病院のオーソニ化の促進 情報機器等を利用した連携の促進 国立の病院の地域における高度・特殊医療を担う医療機関としての機能充実 中核的な自治体病院の機能充実 自治体病院機能再編成の推進 医薬分業の推進によるきめ細かな医療の提供の推進</p> <p>医療施設機能の体系化及び地域の医療機関の連携強化 医療施設相互の連携 不足している診療機能の拡充</p> <p>がん診療体制の充実 特定機能病院の機能充実 基幹的病院等の高度・特殊医療機器の充実 専門医等医療従事者の養成・確保 緩和ケアの充実 青森県周産期医療システムの効果的な運営の推進</p> <p>結核病床の確保及び結核医療の充実 エイズ治療拠点病院の診療体制の充実及び医療従事者の資質の向上 感染症医療体制の整備 患者の人権を尊重した適正な医療の確保 精神科医療の機能の充実 地域における歯科医療体制の整備 臓器移植に関する普及啓発 骨髄バンク登録希望者拡充のための普及啓発</p> <p>初期救急医療体制の整備 二次救急医療体制の整備 三次救急医療体制の整備 救急医療情報システムの充実 救急搬送体制の充実</p>
--	---

<p>(2) 小児救急医療体制</p> <p>(3) 病院前救護体制</p> <p>(4) 精神科救急医療体制</p> <p>6 災害時医療・健康危機管理体制の整備</p> <p>(1) 災害時医療体制</p> <p>(2) 緊急被ばく医療体制</p> <p>(3) 健康危機管理体制</p> <p>7 へき地医療体制の整備</p>	<p>救急思想の普及啓発事業の促進</p> <p>初期小児救急医療体制の整備</p> <p>二次小児救急医療体制の整備</p> <p>消防機関と救急医療機関との連携強化</p> <p>救急救命士に対する指示体制及び救急隊員に対する指導・助言体制の充実</p> <p>救急活動の事後検証体制の充実</p> <p>救急隊員に対する再教育の実施</p> <p>緊急時の医療体制の充実</p> <p>初動体制の確立</p> <p>災害時医療情報システムの整備</p> <p>中南地方健康福祉こどもセンター保健部職員の人員の確保及び他部職員への応援要請</p> <p>負傷者の搬送体制の整備</p> <p>災害時におけるPTSD（外傷後ストレス障害）にも配慮した保健活動の充実</p> <p>緊急被ばく医療体制の充実</p> <p>初動体制の確立・強化</p> <p>医師会及び関係医療機関への速やかな情報提供、協力要請</p> <p>各関係機関との情報交換、連携強化</p> <p>「健康危機管理支援システム」からの情報収集</p> <p>「化学テロ」ホットラインによる情報の活用</p> <p>へき地医療支援体制の充実</p> <p>へき地医療に従事する医師・歯科医師の確保</p> <p>へき地医療を担う医療機関における診断支援システム等の充実</p> <p>患者輸送体制（車）の整備</p>
--	--

第3章 保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築と充実

項 目	施 策 の 方 向
<p>1 保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進</p> <p>2 地域リハビリテーション支援体制の整備</p>	<p>保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築と充実の支援</p> <p>地域リハビリテーション支援体制づくりの推進</p> <p>地域リハビリテーション事業の充実強化</p>

<p>3 介護支援サービス体制の整備</p> <p>4 保健・医療・福祉の情報化</p>	<p>健康づくりの推進</p> <p>介護予防と認知症対策の推進</p> <p>介護保険サービスの効果的な利用・質の向上</p> <p>地域コミュニケーションによる支え合い</p> <p>高齢者の社会参加促進</p> <p>保健・医療・福祉の連携</p> <p>保健・医療・福祉情報の効果的な活用及び地域住民への情報提供の強化</p>
--	---

第4章 良質で安全・安心な保健医療の提供・確保

項 目	施 策 の 方 向
<p>1 医療機関情報の提供</p> <p>2 医療サービスの質の向上</p> <p>3 医療事故・院内感染防止に向けた取組の推進</p> <p>(1) 医療事故防止</p> <p>(2) 院内感染防止</p> <p>4 医薬品等の安全確保対策の推進</p> <p>5 薬物乱用防止対策の推進</p> <p>6 血液確保対策の推進</p> <p>7 快適な生活環境の確保</p> <p>(1) 食の安全・安心対策</p> <p>(2) 飲用水の衛生確保</p>	<p>医療機関情報の提供促進</p> <p>地域内医療機関の医療サービスの向上</p> <p>医療安全管理体制の充実</p> <p>患者・家族等と医療機関等との間の信頼関係構築</p> <p>院内感染対策支援ネットワークを通じた院内感染対策の強化推進</p> <p>販売業者等に対する監視指導及び消費者への適切な情報提供等の推進</p> <p>薬物乱用防止活動の強化</p> <p>麻薬や向精神薬等の取扱いの指導強化</p> <p>献血思想の普及啓発による安全な血液の確保</p> <p>効果的・効果的な監視指導の実施</p> <p>HACCPに基づき自主的な衛生管理の普及</p> <p>地域における衛生水準の向上の支援</p> <p>食品検査体制の充実強化</p> <p>リスクコミュニケーションの推進</p> <p>とちく・食鳥検査体制の充実強化</p> <p>食品衛生に関する調査研究の推進</p> <p>「青森県水道整備基本構想」の推進</p> <p>小規模水道及び飲用井戸等の衛生確保</p>

第5章 保健医療を担う人材の養成確保と資質の向上

項 目	施 策 の 方 向
1 医師	へき地医療を担う医師の養成・確保 医学生の県内定着・県外在住医師の県内への就労促進 医師の就労・教育環境の整備 郡部における歯科診療の充実 保健・行政に従事する歯科医師の確保促進 新たな役割に適切に対応できる薬剤師の確保及び資質の向上
2 歯科医師	保健師の資質の確保 保健師等の資質の向上 看護師等の離職防止、再就業 看護師等の資質の向上 医療機関や介護老人保健施設等における理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の確保 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資質の向上
3 薬剤師	保健師の資質の確保 保健師等の資質の向上 看護師等の離職防止、再就業 看護師等の資質の向上 医療機関や介護老人保健施設等における理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の確保 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資質の向上
4 保健師、助産師、看護師等	保健師の資質の確保 保健師等の資質の向上 看護師等の離職防止、再就業 看護師等の資質の向上 医療機関や介護老人保健施設等における理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の確保 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資質の向上
5 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	保健師の資質の確保 保健師等の資質の向上 看護師等の離職防止、再就業 看護師等の資質の向上 医療機関や介護老人保健施設等における理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の確保 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資質の向上
6 管理栄養士・栄養士	保健師の資質の確保 保健師等の資質の向上 看護師等の離職防止、再就業 看護師等の資質の向上 医療機関や介護老人保健施設等における理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の確保 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資質の向上
7 その他の従事者	保健師の資質の確保 保健師等の資質の向上 看護師等の離職防止、再就業 看護師等の資質の向上 医療機関や介護老人保健施設等における理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の確保 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資質の向上

第3 八戸地域保健医療計画の内容

第1章 生涯を通じた住民総参加による健康づくりの推進

項 目	施 策 の 方 向
1 健康あおもり21/八戸圏域版の推進	一次予防を重視した「健康あおもり21/八戸圏域版」の推進 生活習慣病予防のための生活習慣項目の行動目標 健康づくり支援のための環境整備
2 ライフステージと個別ニーズに応じた保健対策 (1) 母子保健対策 (2) 学童・思春期保健対策	母子保健事業の充実によりハイリスク妊産婦、未熟児の発生の減少 各種の母子保健施策の総合的な推進 適切な生活習慣の確立 思春期の保健対策の強化と学校における健康教育の充実 虐待・いじめの未然防止及びこころの健康に関する相談・指導の充実

(3) 成人・老人保健対策	「健康あおもり21/八戸圏域版」の推進 生活習慣病予防の普及啓発の推進 各種検診体制の充実 職域保健、企業・産業分野や各種関係団体との連携強化 介護予防の充実強化 ライフステージごとの歯の健康づくりの推進 要介護者や障害児(者)の歯科保健対策の推進 歯科保健に対する情報提供や体制整備の推進 精神保健福祉に関する相談指導機能の充実 精神障害者の自立と社会参加の促進 精神障害者の社会復帰施設の整備促進 老人性痴呆疾患対策の充実 精神障害者に対する正しい知識の普及啓発 こころの健康づくりの推進 正しい知識の普及啓発及び患者の早期発見 適切な患者支援 定期外健康診断の強化 結核医療の適正化 正しい知識の普及啓発 相談・検査体制の充実 専門的知識を有する医師等の人材養成と医療従事者等の資質の向上 医療機関における患者・感染者の受入体制の充実
(4) 歯科保健対策	「健康あおもり21/八戸圏域版」の推進 生活習慣病予防の普及啓発の推進 各種検診体制の充実 職域保健、企業・産業分野や各種関係団体との連携強化 介護予防の充実強化 ライフステージごとの歯の健康づくりの推進 要介護者や障害児(者)の歯科保健対策の推進 歯科保健に対する情報提供や体制整備の推進 精神保健福祉に関する相談指導機能の充実 精神障害者の自立と社会参加の促進 精神障害者の社会復帰施設の整備促進 老人性痴呆疾患対策の充実 精神障害者に対する正しい知識の普及啓発 こころの健康づくりの推進 正しい知識の普及啓発及び患者の早期発見 適切な患者支援 定期外健康診断の強化 結核医療の適正化 正しい知識の普及啓発 相談・検査体制の充実 専門的知識を有する医師等の人材養成と医療従事者等の資質の向上 医療機関における患者・感染者の受入体制の充実
(5) 精神保健福祉対策	「健康あおもり21/八戸圏域版」の推進 生活習慣病予防の普及啓発の推進 各種検診体制の充実 職域保健、企業・産業分野や各種関係団体との連携強化 介護予防の充実強化 ライフステージごとの歯の健康づくりの推進 要介護者や障害児(者)の歯科保健対策の推進 歯科保健に対する情報提供や体制整備の推進 精神保健福祉に関する相談指導機能の充実 精神障害者の自立と社会参加の促進 精神障害者の社会復帰施設の整備促進 老人性痴呆疾患対策の充実 精神障害者に対する正しい知識の普及啓発 こころの健康づくりの推進 正しい知識の普及啓発及び患者の早期発見 適切な患者支援 定期外健康診断の強化 結核医療の適正化 正しい知識の普及啓発 相談・検査体制の充実 専門的知識を有する医師等の人材養成と医療従事者等の資質の向上 医療機関における患者・感染者の受入体制の充実
(6) 結核対策	「健康あおもり21/八戸圏域版」の推進 生活習慣病予防の普及啓発の推進 各種検診体制の充実 職域保健、企業・産業分野や各種関係団体との連携強化 介護予防の充実強化 ライフステージごとの歯の健康づくりの推進 要介護者や障害児(者)の歯科保健対策の推進 歯科保健に対する情報提供や体制整備の推進 精神保健福祉に関する相談指導機能の充実 精神障害者の自立と社会参加の促進 精神障害者の社会復帰施設の整備促進 老人性痴呆疾患対策の充実 精神障害者に対する正しい知識の普及啓発 こころの健康づくりの推進 正しい知識の普及啓発及び患者の早期発見 適切な患者支援 定期外健康診断の強化 結核医療の適正化 正しい知識の普及啓発 相談・検査体制の充実 専門的知識を有する医師等の人材養成と医療従事者等の資質の向上 医療機関における患者・感染者の受入体制の充実
(7) エイズ対策	「健康あおもり21/八戸圏域版」の推進 生活習慣病予防の普及啓発の推進 各種検診体制の充実 職域保健、企業・産業分野や各種関係団体との連携強化 介護予防の充実強化 ライフステージごとの歯の健康づくりの推進 要介護者や障害児(者)の歯科保健対策の推進 歯科保健に対する情報提供や体制整備の推進 精神保健福祉に関する相談指導機能の充実 精神障害者の自立と社会参加の促進 精神障害者の社会復帰施設の整備促進 老人性痴呆疾患対策の充実 精神障害者に対する正しい知識の普及啓発 こころの健康づくりの推進 正しい知識の普及啓発及び患者の早期発見 適切な患者支援 定期外健康診断の強化 結核医療の適正化 正しい知識の普及啓発 相談・検査体制の充実 専門的知識を有する医師等の人材養成と医療従事者等の資質の向上 医療機関における患者・感染者の受入体制の充実
(8) 感染症対策（結核・エイズ対策を除く）	「健康あおもり21/八戸圏域版」の推進 生活習慣病予防の普及啓発の推進 各種検診体制の充実 職域保健、企業・産業分野や各種関係団体との連携強化 介護予防の充実強化 ライフステージごとの歯の健康づくりの推進 要介護者や障害児(者)の歯科保健対策の推進 歯科保健に対する情報提供や体制整備の推進 精神保健福祉に関する相談指導機能の充実 精神障害者の自立と社会参加の促進 精神障害者の社会復帰施設の整備促進 老人性痴呆疾患対策の充実 精神障害者に対する正しい知識の普及啓発 こころの健康づくりの推進 正しい知識の普及啓発及び患者の早期発見 適切な患者支援 定期外健康診断の強化 結核医療の適正化 正しい知識の普及啓発 相談・検査体制の充実 専門的知識を有する医師等の人材養成と医療従事者等の資質の向上 医療機関における患者・感染者の受入体制の充実
(9) 難病対策	「健康あおもり21/八戸圏域版」の推進 生活習慣病予防の普及啓発の推進 各種検診体制の充実 職域保健、企業・産業分野や各種関係団体との連携強化 介護予防の充実強化 ライフステージごとの歯の健康づくりの推進 要介護者や障害児(者)の歯科保健対策の推進 歯科保健に対する情報提供や体制整備の推進 精神保健福祉に関する相談指導機能の充実 精神障害者の自立と社会参加の促進 精神障害者の社会復帰施設の整備促進 老人性痴呆疾患対策の充実 精神障害者に対する正しい知識の普及啓発 こころの健康づくりの推進 正しい知識の普及啓発及び患者の早期発見 適切な患者支援 定期外健康診断の強化 結核医療の適正化 正しい知識の普及啓発 相談・検査体制の充実 専門的知識を有する医師等の人材養成と医療従事者等の資質の向上 医療機関における患者・感染者の受入体制の充実
3 健康づくり基盤の整備 (1) 市町村保健事業の拠点整備 (2) 保健所等の機能の充実・強化	市町村保健センター等の保健活動拠点施設の機能充実 関係機関との連携体制の促進 専門的、技術的業務の推進 企画調整機能の強化 教育・研修の充実

調査研究の推進 情報の収集、整理、活用及び提供の推進 市町村等への支援の推進 健康危機への対応の強化

第2章 機能分担と連携による体系的な医療提供体制の整備

項 目	施 策 の 方 向
1 保健医療圏における医療提供体制の整備及び施設間の機能分担と連携 (1) 施設間の機能分担と連携の推進	医療機関の機能分担・連携強化の推進 プライマリ・ケアの充実の促進 在宅医療の促進 かかりつけ医等への病床の開放や高額医療機器の共同利用を行う、病院のオープン化の促進 医療機関と老人保健施設や特別養護老人ホームなどの福祉施設との相互連携の推進 自治体病院機能再編成の推進 医薬品の適正使用等のための医薬分業の推進 地域住民に対する医薬分業の周知啓発
2 医療提供施設の整備 (1) 地域医療支援病院の整備 (2) 診療機能を考慮した施設整備 3 専門性の高い医療提供体制の整備 (1) がん医療体制	医療施設機能の体系化及び地域の医療機関の連携強化 医療施設相互の連携 がん診療体制の充実 基幹的病院等の高度・特殊医療機器の利用の充実 専門医等医療従事者の養成・確保 終末期医療に対応するための緩和ケアの充実 住民への緩和ケアの周知啓発 周産期医療システムの効果的な運営 結核病床の確保及び結核医療の充実 エイズ治療拠点病院の診療体制の充実及び医療従事者の資質の向上 感染症指定医療機関の整備・充実 患者の人権を尊重した適正な医療の確保
(2) 終末期医療体制 (3) 周産期医療体制 (4) 感染症等医療体制 (結核・エイズ・感染症) (5) 精神医療体制	

(6) 歯科医療体制 (7) 臓器移植及び造血幹細胞移植 4 救急医療体制の整備 (1) 救急医療体制	精神科医療の機能の充実 地域における歯科医療体制の整備 臓器移植の普及啓発 骨髄の提供登録の普及啓発 初期救急医療体制の充実強化 二次救急医療体制の整備・輪番制参加病院の機能の充実 三次救急医療体制の整備を図るための救命救急センターの充実 救急医療情報システムの充実 救急思想の普及啓発 初期小児救急医療体制の整備 二次小児救急医療体制の整備 消防機関と救急医療機関との連携強化 メデイカルコントロール体制整備 緊急時の医療体制の充実
--	--

第3章 保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築と充実

(2) 小児救急医療体制 (3) 病院前救護体制 (4) 精神科救急医療体制 5 災害時医療・健康危機管理体制の整備 (1) 災害時医療体制 (2) 緊急被災く医療体制 (3) 健康危機管理体制 6 へき地医療体制の整備	初動体制の確立 災害時医療情報システムの整備 傷病者の搬送体制の整備 地域相互応援体制の整備 災害時における保健活動の充実 県の防災計画に基づくスクリューニングチームの充実 初動体制の確立・強化 関係機関との連携強化 へき地医療拠点病院によりへき地医療の充実
---	---

第3章 保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築と充実

項 目	施 策 の 方 向
1 保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進 2 地域リハビリテーション支援体制の整備 3 介護支援サービス体制の整備	保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築と充実 地域リハビリテーション支援体制づくりの推進 地域リハビリテーション事業の充実強化 健康づくりの推進 介護予防と認知症対策の推進

4 保健・医療・福祉の情報化	介護保険制度の運営の充実 地域コミュニティによる支え合い活動の推進 高齢者の社会参加促進 保健・医療・福祉の連携 保健・医療・福祉情報の効果的な活用及び住民への情報提供の強化
----------------	---

項 目	施 策 の 方 向
1 医療機関情報の提供	住民が受診する際に役立つよう、医療機関情報の提供を促進 医療サービスの質の向上 第三者機関による評価
2 医療サービスの質の向上	医療事故・院内感染防止に向けた取組みの推進 (1) 医療事故防止 (2) 院内感染防止
3 医療事故・院内感染防止に向けた取組みの推進	医療相談の充実 第三者機関による評価 院内感染対策の強化 第三者機関による評価 監視指導の強化及び情報提供等の充実
4 医薬品等の安全確保対策の推進	薬物乱用防止活動の強化 医療関係者等に対する指導強化 献血思想の普及啓発と安全な血液の確保
5 薬物乱用防止対策の推進	効果的な監視指導の実施 H A C C P に基づく自主管理の普及 食品関係団体の活動に対する支援・食品衛生推進員の活用 食品検査体制の充実、強化 リスクコミュニケーションの推進 食品衛生に関する調査研究の推進 水質検査の励行及び適正な施設管理の指示
6 血液確保対策の推進	
7 快適な生活環境の確保	
(1) 食の安全・安心対策	
(2) 飲用水の衛生確保	

第5章 保健医療を担う人材の養成確保と資質の向上

項 目	施 策 の 方 向
1 医師・歯科医師・薬剤師・保健師・助産師・看護師	不足している専門職の確保 各専門職の資質の向上

看護師・理学療法士・作業療法士・栄養士・その他	潜在している専門職の再教育
-------------------------	---------------

第4章 青森地域保健医療計画の内容

第1章 生涯を通じた県民総参加による健康づくりの推進

項 目	施 策 の 方 向
1 健康青森地域21の推進	「一次予防」に重点を置いた対策の推進 設定した目標値達成を目指した健康づくりの推進 健康づくり支援のための環境整備
2 ライフステージと個別ニーズに応じた保健対策	妊娠・出産及び不妊への支援の推進 小児保健医療の充実 子どもの健やかな発達と育児不安の軽減 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進 適切な生活習慣の確立の促進 学校における健康教育や相談の充実 虐待・いじめの未然防止及びこころの健康に関する相談・指導の充実
(2) 学童・思春期保健対策	「健康青森地域21」の推進 介護予防事業の推進 生活習慣病予防の普及啓発の推進 各機関・団体等との連携強化 8020運動の推進 ライフステージごとの歯科保健対策の推進
(3) 成人・老人保健対策	精神保健福祉に関する相談指導機能の充実 精神障害者の自立と社会参加の促進 精神障害者の社会復帰施設の整備促進 精神障害に対する正しい知識の普及啓発 こころの健康づくりの推進
(4) 歯科保健対策	結核の早期発見のための対策 喀痰塗抹陽性結核患者の服薬支援 関係機関との連携・協力
(5) 精神保健福祉対策	正しい知識の普及啓発 正しい知識の普及啓発 相談・検査体制の充実
(6) 結核対策	専門的知識を有する医療従事者等の資質の向上
(7) エイズ対策	

<p>(8) 感染症対策（結核・エイズ対策を除く）</p> <p>(9) 難病対策</p> <p>3 健康づくり基盤の整備</p> <p>(1) 市町村保健事業の拠点整備</p> <p>(2) 保健所等の機能の充実・強化</p>	<p>上</p> <p>医療機関と連携したエイズ患者、HIV感染者への支援体制の充実</p> <p>新しい時代の感染症対策の推進</p> <p>感染症の発生の予防・まん延防止に備えた事前対応型の対策を充実</p> <p>感染症に携わる関係者の資質の向上</p> <p>感染症に関する正しい知識の普及</p> <p>治療研究等の推進</p> <p>在宅養生活への支援の充実</p> <p>QOL向上を目指す支援体制の充実</p> <p>難病患者に対する相談体制の充実</p> <p>在宅療養等の環境整備</p> <p>関係機関との連携・連絡調整</p> <p>関係機関との連携体制の促進</p> <p>市町村に対する支援</p> <p>専門的、技術的業務の推進</p> <p>企画・調整機能の強化</p> <p>地域特性に応じた調査研究の推進</p> <p>情報の収集、整理、活用及び提供の推進</p> <p>市町村等への支援の推進</p> <p>健康危機管理への対応の強化</p>
--	--

第2章 機能分担と連携による体系的な医療提供体制の整備

項 目	施 策 の 方 向
<p>1 保健医療圏における医療提供体制の整備</p>	<p>医療機関の機能分担・連携の推進</p> <p>医療資源の地域偏在の解消</p> <p>プライマリ・ケアの充実</p> <p>高度、専門医療の充実</p>
<p>2 医療関係施設相互の機能分担と連携</p> <p>(1) 施設間の機能分担と連携の推進</p>	<p>医療施設間の機能分担と連携の推進</p> <p>診療所等におけるプライマリ・ケアの促進</p> <p>病院のオーブン化の促進</p> <p>情報機器等を利用した連携の促進</p> <p>県立病院の医療機能の強化・充実</p> <p>自治体病院機能再編成の推進</p>
<p>(2) 公的病院等の役割と自治体病院機能再編成の推進</p>	<p>自治体病院機能再編成の推進</p>

<p>(3) 医薬分業の推進</p> <p>3 医療提供施設の整備</p> <p>(1) 地域医療支援病院の整備</p> <p>(2) 診療機能を考慮した施設整備</p> <p>4 専門性の高い医療提供体制の整備</p> <p>(1) がん医療体制</p>	<p>医薬分業の推進によるきめ細かな医療の提供の推進</p> <p>医療施設機能の体系化及び地域の医療機関の連携強化</p> <p>医療施設相互の連携</p> <p>不足している診療機能の拡充</p> <p>がん診療体制の充実</p> <p>特定機能病院の機能充実</p> <p>基幹的病院等の高度・特殊医療機器の充実</p> <p>専門医等医療従事者の養成・確保</p> <p>緩和ケアの充実</p> <p>周産期医療体制の充実</p> <p>効果的・効率的な結核病床の活用及び結核患者の搬送体制の整備</p> <p>エイズ治療拠点病院の診療体制の充実及び医療従事者の資質の向上</p> <p>患者・感染者への支援体制の充実</p> <p>感染症指定医療機関の確保・充実</p> <p>患者の人権を尊重した適正・適切な医療の確保及び療養環境の改善</p> <p>精神科医療の機能の充実</p> <p>地域における歯科医療体制の整備</p> <p>臓器移植に関する普及啓発</p> <p>角膜、骨髄の提供登録に関する普及啓発</p> <p>骨髄バンク登録希望者のための受付窓口利用者の増加</p>
<p>(2) 終末期医療体制</p> <p>(3) 周産期医療体制</p> <p>(4) 感染症等医療体制（結核・エイズ・感染症）</p> <p>(5) 精神医療体制</p> <p>(6) 歯科医療体制</p> <p>(7) 臓器移植及び造血幹細胞移植</p>	<p>初期救急医療体制の整備</p> <p>二次救急医療体制の整備及び輪番制参加病院の機能充実</p> <p>救急医療情報システムの充実</p> <p>救急思想の普及啓発事業の促進</p> <p>初期小児救急医療体制の整備充実</p> <p>二次小児救急医療体制の整備</p> <p>小児救急医療体制の検証・調査</p> <p>消防機関と救急医療機関との連携強化</p> <p>救急救命士に対する指示体制及び救急隊員に</p>
<p>5 救急医療体制の整備</p> <p>(1) 救急医療体制</p>	<p>初期救急医療体制の整備</p> <p>二次救急医療体制の整備及び輪番制参加病院の機能充実</p> <p>救急医療情報システムの充実</p> <p>救急思想の普及啓発事業の促進</p> <p>初期小児救急医療体制の整備充実</p> <p>二次小児救急医療体制の整備</p> <p>小児救急医療体制の検証・調査</p> <p>消防機関と救急医療機関との連携強化</p> <p>救急救命士に対する指示体制及び救急隊員に</p>
<p>(2) 小児救急医療体制</p> <p>(3) 病院前救護体制</p>	<p>初期救急医療体制の整備</p> <p>二次救急医療体制の整備及び輪番制参加病院の機能充実</p> <p>救急医療情報システムの充実</p> <p>救急思想の普及啓発事業の促進</p> <p>初期小児救急医療体制の整備充実</p> <p>二次小児救急医療体制の整備</p> <p>小児救急医療体制の検証・調査</p> <p>消防機関と救急医療機関との連携強化</p> <p>救急救命士に対する指示体制及び救急隊員に</p>

<p>(4) 精神科救急医療体制</p> <p>6 災害時医療・健康危機管理体制の整備</p> <p>(1) 災害時医療体制</p> <p>(2) 緊急被ばく医療体制</p> <p>(3) 健康危機管理体制</p> <p>7 へき地医療体制の整備</p>	<p>対する指導・助言体制の充実</p> <p>救急活動の事後検証体制の充実</p> <p>救急隊員に対する再教育の実施</p> <p>緊急時の医療体制の充実</p> <p>災害時医療情報システムの整備</p> <p>負傷者の搬送体制の整備</p> <p>地域相互応援体制の整備</p> <p>災害時における保健活動の充実</p> <p>緊急被ばく医療体制の充実</p> <p>初動体制の確立・強化</p> <p>関係機関との連携強化</p> <p>へき地医療を担う医師の確保</p> <p>へき地医療を担う医療機関における診断支援システム等の充実</p> <p>患者輸送体制(車)の整備</p>
---	--

第3章 保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築と充実

<p>1 保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進</p> <p>2 地域リハビリテーション支援体制の整備</p> <p>3 介護支援サービス体制の整備</p> <p>4 保健・医療・福祉の情報化</p>	<p>保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築と充実</p> <p>地域リハビリテーション支援体制づくりの推進</p> <p>地域リハビリテーションのニーズの把握と事業の充実強化</p> <p>健康づくりの推進</p> <p>地域コミュニティによる支え合い</p> <p>高齢者の社会参加促進</p> <p>介護予防と認知症対策の推進</p> <p>保健・医療・福祉の連携</p> <p>保健・医療・福祉情報の効果的な活用及び地域住民への情報提供の強化</p>
---	---

第4章 良質で安全・安心な保健医療の提供・確保

<p>1 医療機関情報の提供</p>	<p>医療機関情報の提供促進</p>
--------------------	--------------------

<p>2 医療サービスの質の向上</p> <p>3 医療事故・院内感染防止に向けた取組みの推進</p> <p>(1) 医療事故防止</p> <p>(2) 院内感染防止</p> <p>4 医薬品等の安全確保対策の推進</p> <p>5 薬物乱用防止対策の推進</p> <p>6 血液確保対策の推進</p> <p>7 快適な生活環境の確保</p> <p>(1) 食の安全・安心対策</p> <p>(2) 飲用水の衛生確保</p>	<p>医療サービスの向上</p> <p>医療機関における「医療安全体制」の構築</p> <p>「医療安全支援センター」相談窓口の充実</p> <p>院内及び施設内の感染対策の強化推進</p> <p>販売業者等に対する監視指導及び地域住民への適切な情報提供等の推進</p> <p>薬物乱用防止活動の強化</p> <p>麻薬や向精神薬等の取扱いの指導強化</p> <p>献血思想の普及啓発による安全で良質な血液製剤の確保</p> <p>効率的・効果的な監視指導の実施</p> <p>H A C C Pに基づく自主的な衛生管理の普及</p> <p>地域における衛生水準の向上の支援</p> <p>食品検査体制の充実強化</p> <p>リスケコミュニケーションの推進</p> <p>食品衛生に関する調査研究の推進</p> <p>水質検査の励行及び適正な施設管理の指導</p>
--	---

第5章 保健医療を担う人材の養成確保と資質の向上

<p>1 医師</p> <p>2 歯科医師</p> <p>3 薬剤師</p> <p>4 保健師、助産師、看護師等</p> <p>5 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士</p>	<p>施策の方向</p> <p>都部に勤務する医師の確保</p> <p>教育・研修の推進</p> <p>保健・行政に従事する医師の確保促進</p> <p>郡部等における歯科診療の充実</p> <p>保健・行政に従事する歯科医師の確保促進</p> <p>新たな役割に適切に対応できる薬剤師の確保及び資質の向上</p> <p>保健師の養成・確保</p> <p>保健師の資質の向上</p> <p>看護職員の資質向上推進の支援</p> <p>看護職員の離職防止・再就業の促進</p> <p>医療機関や老人保健施設における理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の確保</p> <p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資質の向上</p>
---	---

6 栄養士	管理栄養士及び栄養士の確保と資質の向上
7 その他の従事者	需要数の把握と人材の確保

第5 西北五地域保健医療計画の内容

第1章 生涯を通じた住民総参加による健康づくりの推進

項 目	施 策 の 方 向
1 健康あおもり21の推進	疾病の発病を予防する「一次予防」に重点を置いた対策の推進 目標値、行動目標の設定と評価 健康づくり支援のための環境整備
2 ライフステージと個別ニーズに応じた保健対策 (1) 母子保健対策	妊娠、出産及び不妊への支援の推進 小児保健医療の充実 子どもの健やかな発達と育児不安の軽減 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進 適切な生活習慣の確立の促進 学校における健康教育や相談の充実 虐待・いじめの未然防止及びこころの健康に関する相談、指導の充実
(2) 学童・思春期保健対策	
(3) 成人・老人保健対策	県民健康づくり運動「健康あおもり21西北五地域計画」の推進 生活習慣病予防の普及啓発の推進 各種検診体制の充実 各機関・団体等との連携強化
(4) 歯科保健対策	地域住民一人ひとりの歯の健康づくりの推進 ライフステージごとの歯科保健対策の推進 要介護高齢者や障害児者の歯科保健対策の推進
(5) 精神保健福祉対策	精神障害に対する正しい知識の普及啓発 相談支援体制の構築 地域生活の支援 自立と社会参加の促進 社会復帰施設の充実 こころの健康づくりの推進 市町村その他関係機関との連携や協力体制の充実
(6) 結核対策	正しい知識の普及啓発

患者の早期発見

患者支援

接触者検診の徹底

関係機関との連携、協力体制の充実

医療関係者への情報提供

正しい知識の普及啓発

相談、検査体制の充実

専門的知識を有する医師等の人材養成と医療従事者等の資質の向上

医療機関における患者・感染者の受入体制の充実

感染症の発生の予防、まん延防止に備えた事前対応型の対策の充実

医療の提供体制、人材の養成等の対策の推進

感染症に関する正しい知識の普及

難病患者・家族への支援の充実

難病患者等の相談体制の充実

在宅療養等の環境整備

市町村保健センター等の保健活動拠点施設の整備促進

関係機関との連携体制の促進

保健活動の拠点施設を有している市町村に対する機能充実のための支援

専門的、技術的業務の推進

情報の収集、整理、活用及びその提供の推進

健康危機への対応の強化

市町村等への支援の推進

企画調整機能の強化

(7) エイズ対策	
(8) 感染症対策（結核・エイズ対策を除く）	
(9) 難病対策	
3 健康づくり基盤の整備 (1) 市町村保健事業の拠点整備	
(2) 保健所の機能の充実・強化	

第2章 機能分担と連携による体系的な医療体制の整備

項 目	施 策 の 方 向
1 保健医療圏における医療体制の整備	医療機関の機能分担、連携の推進 プライマリ・ケアの充実 高度、専門医療の充実
2 医療関係施設相互の機能分担と連携 (1) 施設間の機能分担と業務連携の推進	医療施設間の機能分担と連携の推進 プライマリ・ケアの促進

<p>(2) 公的病院等の役割と自治体病院機能再編成の推進</p> <p>(3) 医薬分業の推進</p>	<p>在宅医療の普及促進 病院のオンライン化の促進 情報機器等を利用した連携の促進 中核的な自治体病院の機能充実 自治体病院機能再編成による医療サービス向上 自治体病院機能再編成による医療サービス向上</p>
<p>3 医療施設の整備</p> <p>(1) 地域医療支援病院の整備</p> <p>(2) 診療機能を考慮した施設整備</p> <p>4 専門性の高い医療体制の整備</p> <p>(1) がん医療体制</p>	<p>医療施設機能の体系化及び地域の医療機関の連携強化 医療施設相互の連携 不足している診療機能の拡充</p>
<p>(2) 終末期医療体制</p> <p>(3) 周産期医療体制</p> <p>(4) 感染症等医療体制 (結核・エイズ・感染症)</p> <p>(5) 精神医療体制</p>	<p>がん医療体制の充実 特定機能病院等と地域医療機関との医療連携の促進 緩和ケア体制の整備 周産期医療システムの効果的な運営の推進 結核病床の確保及び結核医療の充実 エイズ治療拠点病院の診療体制の充実及び医療従事者の資質の向上 感染症指定医療機関の整備 患者の人權を尊重した入院患者の適正・適切な医療の確保及び療養環境の改善促進 精神科医療の機能の充実 歯科医療体制の整備 臓器移植に関する普及啓発 骨髄バンク登録希望者拡充のための普及啓発</p>
<p>(6) 歯科医療体制</p> <p>(7) 臓器移植及び造血幹細胞移植</p> <p>5 救急医療体制の整備</p> <p>(1) 救急医療体制</p>	<p>初期救急医療体制の整備 二次救急医療体制の整備 救急医療情報システムの充実 救急搬送体制の充実と広域搬送体制の整備 初期小児救急医療体制の整備 二次小児救急医療体制の整備 救急救命士に対する指示体制及び救急隊員に対する指導、助言体制の充実</p>
<p>(2) 小児救急医療体制</p> <p>(3) 病院前救護体制</p>	

<p>(4) 精神科救急医療体制</p> <p>6 災害時医療・健康危機管理体制の整備</p> <p>(1) 災害時医療体制</p> <p>(2) 緊急被ばく医療体制</p> <p>(3) 健康危機管理体制</p> <p>7 へき地医療体制の整備</p>	<p>救急活動の事後検証体制の充実 緊急時の医療体制の充実</p> <p>災害時医療情報システムの整備 負傷者の搬送体制の整備 地域相互応援体制の整備 災害時における保健活動の充実 緊急被ばく医療への支援体制の整備 関係機関との連携強化 センター内体制等の強化 へき地医療支援体制の充実 へき地医療に従事する医師の確保 へき地医療を担う医療機関における診断支援システム等の充実 患者輸送体制(車)の整備</p>
---	---

第3章 保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築と充実

項 目	施 策 の 方 向
1 保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進	市町村における包括ケアシステムの構築と充実の支援
2 地域リハビリテーション支援体制の整備	地域リハビリテーション支援体制づくりの推進 地域リハビリテーション事業の充実強化 心身障害児者に関する総合的リハビリテーションシステムの確立
3 介護支援サービス体制の整備	健康づくりの推進 介護予防と認知症対策の推進 介護保険サービスの適正かつ効果的な利用の推進
4 保健・医療・福祉の情報化	地域コミュニティによる支え合い 高齢者の社会参加促進 保健・医療・福祉の連携 保健・医療・福祉情報の効果的な活用及び地域住民への情報提供の強化

第4章 良質で安全、安心な保健医療体制の確保

項 目	施 策 の 方 向
1 医療機関情報の提供 2 医療サービスの質の向上 3 医療事故、院内感染防止に向けた取り組みの推進 (1) 医療事故防止 (2) 院内感染防止 4 医薬品等の安全確保対策の推進 5 薬物乱用防止対策の推進 6 血液確保対策の推進 7 快適な生活環境の確保 (1) 食の安全、安心対策	医療機関情報の提供促進 医療サービスの向上 医療安全管理体制の充実 医療安全支援センターの運営による患者・家族等と医療機関等との間の信頼関係構築 院内感染対策の強化推進 販売業者等に対する監視指導及び消費者への適切な情報提供等の推進 薬物乱用防止活動の強化 麻薬や向精神薬等の保管管理及び適正使用等の指導徹底 献血思想の普及啓発による安全な血液の確保 効率的、効果的な監視指導の実施 H A C C P に基づく自主的な衛生管理の普及 地域における衛生水準の向上の支援 食品検査体制の充実強化 リスクコミュニケーションの推進 食品衛生に関する調査研究の推進 「青森県水道整備基本構想」の推進 小規模水道及び飲用井戸等の衛生確保

第5章 保健医療を担う人材の資質向上

項 目	施 策 の 方 向
1 医師 2 歯科医師 3 薬剤師 4 保健師、助産師、看護師等 5 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 6 栄養士 7 その他の従事者	医師等不足している専門職の確保 へき地医療を担う医師、歯科医師の確保 新たな役割に適切に対応できる薬剤師の確保 保健師の安定的確保 保健師の資質の向上 看護職員の資質の向上 看護職の離職防止、再就業の促進 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の確保 管理栄養士及び栄養士の確保と資質の向上 診療放射線技師等専門職の確保

第6 上十三地域保健医療計画の内容

第1章 生涯を通じた住民総参加による健康づくりの推進

項 目	施 策 の 方 向
1 健康上十三21の推進 2 ライフステージと個別ニーズに応じた保健対策 (1) 母子保健対策 (2) 学童・思春期保健対策 (3) 成人・老人保健対策 (4) 歯科保健対策 (5) 精神保健福祉対策 (6) 結核対策	疾病の発病を予防する「一次予防」に重点を置いた対策の推進 目標値・行動目標の設定と評価 健康づくり支援のための環境整備 健全な妊娠・出産及び不妊への支援の推進 子どもを安心して生み育てるための環境づくりの推進 育児支援に関する適切な情報提供と各種制度の普及啓発 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進 適切な生活習慣の習得と実践 学校における健康教育や相談の充実 虐待・いじめの未然防止及びこころの健康に関する相談の充実 地域の健康づくり運動「健康上十三21」の推進 生活習慣病予防の普及啓発の推進 各種健診・検診体制の充実 職域保健との連携強化 企業・産業分野や各種関係団体との連携の強化 8020を達成するための歯の健康づくりの実践 ライフステージごとの歯科保健対策の推進 要介護高齢者や障害児者の歯科保健対策の推進 精神疾患や精神障害者に対する正しい理解の普及啓発 相談支援体制の構築 社会復帰施設の充実 地域生活の支援 自立と社会参加の促進 こころの健康づくりの推進 正しい知識の普及啓発

<p>(8) 感染症対策（結核・エイズ対策を除く）</p> <p>(9) 難病対策</p> <p>3 健康づくり基盤の整備</p> <p>(1) 市町村保健事業の拠点整備</p> <p>(2) 保健所等の機能の充実・強化</p>	<p>患者の早期発見 患者支援 患者家族、接触者等への対応 関係機関との連携、協力体制の充実 最新の結核医療情報の提供 正しい知識の普及啓発 相談・検査体制の充実 医療機関における患者・感染者の受入体制の充実</p> <p>感染症の発生の予防・まん延防止に備えた事前対応型の対策の充実 医療の提供体制・人材の養成等の対策の推進 感染症に関する正しい知識の普及 難病患者及び家族への支援の充実 難病患者等の相談体制の充実 在宅療養等の環境整備</p> <p>保健・医療・福祉関係機関の連携強化 保健所による市町村保健事業等に係る専門的・技術的支援 市町村保健センター等の機能の充実強化 専門的、技術的業務の推進 健康危機への対応の強化 企画調整機能の強化 調査研究の推進 情報の収集、整理、活用及び提供の推進 市町村等への支援の推進</p>
--	---

第2章 機能分担と連携による体系的な医療提供体制の整備

項 目	施 策 の 方 向
<p>1 保健医療圏における医療提供体制の整備</p> <p>2 医療関係施設相互の機能分担と連携</p>	<p>二次医療提供体制の整備 医療機関の機能分担・連携の推進 医療資源の地域偏在の解消 かかりつけ医、総合医の養成・確保 プライマリ・ケア思想の普及啓発 高度、専門医療を担う医師等の確保及び高度医療機器の整備促進</p>

<p>(1) 施設間の機能分担と連携の推進</p> <p>(2) 公的病院等の役割と自治体病院機能再編成の推進</p> <p>(3) 医薬分業の推進</p> <p>3 医療提供施設の整備</p> <p>(1) 地域医療支援病院の整備</p> <p>(2) 診療機能を考慮した施設整備</p> <p>4 専門性の高い医療提供体制の整備</p> <p>(1) がん医療体制</p> <p>(2) 終末期医療体制</p> <p>(3) 周産期医療体制</p> <p>(4) 感染症等医療体制（結核・エイズ・感染症）</p> <p>(5) 精神医療体制</p> <p>(6) 歯科医療体制</p> <p>(7) 臓器移植及び造血幹細胞移植</p> <p>5 救急医療体制の整備</p> <p>(1) 救急医療体制</p> <p>(2) 小児救急医療体制</p>	<p>医療施設間の機能分担と連携の推進 プライマリ・ケアの促進 在宅医療の普及促進 病院のオーソニ化の促進 情報機器等を利用した連携の促進 中核的な自治体病院の機能充実 自治体病院機能再編成の推進</p> <p>医薬分業の推進によるきめ細かな医療の提供の推進</p> <p>医療施設機能の体系化及び地域の医療機関の連携強化 医療施設相互の連携 不足している診療機能の拡充</p> <p>がん診療体制の充実 基幹的病院等の高度・特殊医療機器の充実 専門医等医療従事者の養成・確保 緩和ケアの充実 県周産期医療システムの効果的な運営の推進 結核患者の搬送体制の整備及び結核医療の充実</p> <p>エイズ医療体制の充実 感染症指定医療機関と医療関係団体及び一般医療機関との連携強化 患者の人権を尊重した入院患者の適正・適切な医療の確保及び療養環境の改善促進 精神科医療の機能の充実 地域における歯科医療体制の整備 臓器移植に関する普及啓発 骨髄バンク登録希望者拡充のための普及啓発</p> <p>初期救急医療体制の整備 二次救急医療体制の整備 救急医療情報システムの充実 救急思想の普及啓発事業の促進 初期小児救急医療体制の整備 二次小児救急医療体制の整備</p>
--	--

<p>(3) 病院内救護体制</p> <p>(4) 精神科救急医療体制</p> <p>6 災害時医療・健康危機管理体制の整備</p> <p>(1) 災害時医療体制</p> <p>(2) 緊急被ばく医療体制</p> <p>(3) 健康危機管理体制</p> <p>7 へき地医療体制の整備</p>	<p>消防機関と救急医療機関との連携強化</p> <p>救急救命士に対する指示体制及び救急隊員に対する指導・助言体制の充実</p> <p>救急隊員の行う応急処置の質の向上</p> <p>救急隊員に対する再教育の実施</p> <p>緊急時の医療体制の充実</p> <p>災害時における保健活動の充実</p> <p>災害時医療情報システムの整備</p> <p>負傷者の搬送体制の整備</p> <p>地域相互応援体制の整備</p> <p>関係機関との連携強化</p> <p>緊急被ばく医療知識や対応手順の習得</p> <p>緊急被ばく医療に係る訓練を通じた救護所活動等の充実</p> <p>初動体制の確立・強化</p> <p>関係機関との連携強化</p> <p>へき地医療支援体制の充実</p> <p>へき地医療に従事する医師の確保</p> <p>へき地医療を担う医療機関における診断支援システム等の充実</p> <p>患者輸送体制(車)の整備</p>
--	---

第3章 保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築と充実

項 目	施 策 の 方 向
<p>1 保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進</p> <p>2 地域リハビリテーション支援体制の整備</p>	<p>保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築と充実の支援</p> <p>地域リハビリテーション支援体制づくりの推進</p> <p>地域リハビリテーション事業の充実強化</p> <p>心身障害児者に関する総合的リハビリテーションシステムの確立</p> <p>健康づくりの推進</p>
<p>3 介護支援サービス体制の整備</p>	<p>介護予防と認知症対策の推進</p> <p>介護保険サービスの効果的な使い方・質の向上</p> <p>地域コミュニティによる支え合い</p> <p>高齢者の社会参加促進</p>

<p>4 保健・医療・福祉の情報化</p>	<p>保健・医療・福祉の連携</p> <p>保健・医療・福祉情報の効果的な活用及び住民への情報提供の強化</p>
-----------------------	--

第4章 良質で安全・安心な保健医療の提供・確保

項 目	施 策 の 方 向
<p>1 医療機関情報の提供</p> <p>2 医療サービスの質の向上</p> <p>3 医療事故・院内感染防止に向けた取組みの推進</p> <p>(1) 医療事故防止</p> <p>(2) 院内感染防止</p>	<p>医療機関情報の提供促進</p> <p>医療サービスの向上</p> <p>医療安全管理体制の充実</p> <p>医療安全支援センターとの連携による患者・家族等と医療機関等との間の信頼関係構築</p> <p>院内感染防止体制等への指導・助言</p> <p>院内感染対策について日常的に相談できる体制の整備</p> <p>医薬品等の製造・販売業者に対する監視指導の強化</p> <p>医薬品販売業者に対する情報提供の促進及び指導</p> <p>薬物乱用防止活動の強化</p> <p>麻薬や向精神薬等の取扱いの指導強化</p> <p>献血思想の普及啓発による安全な血液の確保</p>
<p>5 薬物乱用防止対策の推進</p> <p>6 血液確保対策の推進</p> <p>7 快適な生活環境の確保</p> <p>(1) 食の安全・安心対策</p> <p>(2) 飲用水の衛生確保</p>	<p>効果的・効果的な監視指導の実施</p> <p>H A C C P に基づく自主的な衛生管理の普及</p> <p>地域における衛生水準の向上の支援</p> <p>食品検査体制の整備</p> <p>リスクコミュニケーションの推進</p> <p>食品衛生に関する調査研究の推進</p> <p>水質検査の励行及び適正な施設管理の指導</p>

第5章 保健医療を担う人材の養成確保と資質の向上

項 目	施 策 の 方 向
<p>1 医師</p>	<p>へき地医療を担う医師の養成・確保</p> <p>医師の就労・教育環境の整備</p>
<p>2 歯科医師</p>	<p>郡部における歯科保健診療の充実</p>

3 薬剤師	保健・行政に従事する歯科医師の確保促進 新たな役割に適切に対応できる薬剤師の確保 及び資質の向上
4 保健師、助産師、看護師等	看護職の資質の向上 看護職の安定的養成・確保 医療機関や介護老人保健施設における理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の確保
5 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資質の向上
6 栄養士	管理栄養士及び栄養士の確保と資質の向上
7 その他の従事者	必要数の把握と人材の確保

第7 下北地域保健医療計画の内容

第1章 生涯を通じた住民総参加による健康づくりの推進

項 目	施 策 の 方 向
1 「健康あおもり21」及び「I LOVE下北健康21」の推進	疾病の発病を予防する「一次予防」に重点を置いた対策の推進 目標値・行動目標の設定と評価 健康づくり支援のための環境整備 「I LOVE下北健康21」の推進体制の充実
2 ライフステージと個別ニーズに応じた保健対策 (1) 母子保健対策	妊娠・出産及び不妊への支援の推進 小児保健医療の推進 子どもの健やかな発達と育児不安の軽減 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進 適切な生活習慣の確立と健康教育の推進 学校における健康教育や相談の充実 虐待・いじめの未然防止及びこころの健康に関する相談・指導の充実 県民健康づくり運動「健康あおもり21」及び下北圏域計画「I LOVE下北健康21」の推進
(2) 学童・思春期保健対策	生活習慣病予防の普及啓発の推進 各種健診（検）診体制の充実 職域保健と地域保健との連携強化
(3) 成人・老人保健対策	地域住民一人ひとりの歯の健康づくりの推進 ライフステージごとの歯科保健対策の推進
(4) 歯科保健対策	

(5) 精神保健福祉対策	要介護高齢者及び障害児者の歯科保健対策の推進 精神障害に対する正しい知識の普及啓発及び精神障害者に対する理解 精神保健福祉に関する相談指導機能の充実 社会復帰施設の充実 地域生活の支援 自立と社会参加の促進 こころの健康づくりの推進 アルコール関連問題への適切な対応 正しい知識の普及啓発 患者の早期発見 患者支援 結核患者、接触者からの新たな患者発生の上
(6) 結核対策	関係機関との連携、協力体制の充実 医療関係者への情報提供 正しい知識の普及啓発 相談・検査体制の充実 感染症の発生の予防・まん延防止に備えた事前対応型の対策の充実 感染症に係る医療の提供体制・人材の養成等の対策の推進 感染症に関する正しい知識の普及 医療機関・市町村・消防機関等との連携、協力体制の充実 難病患者やその家族等の支援及び相談体制の充実 在宅療養等の環境整備

(7) エイズ対策	
(8) 感染症対策（結核・エイズ対策を除く）	
(9) 難病対策	
3 健康づくり基盤の整備 (1) 市町村保健事業の拠点整備	市町村保健センター等の整備促進 関係機関との連携体制の促進 保健活動の拠点施設を有している市町村に対する機能充実のための支援 専門的、技術的業務の推進 企画調整機能の強化 調査研究の推進 情報の収集、整理、活用及び提供の推進 市町村等への支援の推進 健康危機管理への対応の強化
(2) 保健所等の機能の充実・強化	

第2章 機能分担と連携による体系的な医療提供体制の整備

項 目	施 策 の 方 向
1 保健医療圏における医療提供体制の整備	医療機関の機能分担・連携の推進 医療資源の地域偏在の解消 プライマリ・ケアの充実 高度、専門医療の充実
2 医療関係施設相互の機能分担と連携 (1) 施設間の機能分担と連携の推進	医療施設間の機能分担と連携の推進 診療所等におけるプライマリ・ケアの促進 在宅医療の普及促進 病院のオーソニ化の促進 情報機器等を利用した連携の促進 中核的な自治体病院であるむつ総合病院の機能充実 自治体病院機能再編成の推進 医薬分業の推進によるきめ細かな医療の提供の推進
3 医療提供施設の整備 (1) 地域医療支援病院の整備 (2) 診療機能を考慮した施設整備 (3) 専門性の高い医療提供体制の整備 (4) がん医療体制	医療施設機能の体系化及び地域の医療機関の連携強化 医療施設相互の連携 診療機能の拡充 がん診療体制の充実 特定機能病院及び県内医療機関との医療連携の促進 基幹的病院等の高度・特殊医療機器の充実 専門医等医療従事者の養成・確保 緩和ケアの充実 県周産期医療システムの効果的な運営の推進 結核医療の充実 エイズ医療体制の充実及び医療従事者の資質の向上 感染症指定医療機関の充実 患者の人権を尊重した入院患者の適正・適切な医療の確保及び療養環境の改善促進 精神科医療の機能の充実

(6) 歯科医療体制 (7) 臓器移植及びび造血幹細胞移植	地域における歯科医療体制の整備 臓器移植に関する普及啓発 移植医療実施のためのネットワークの充実 骨髄の提供登録の普及啓発 臓器移植及びび造血幹細胞移植の推進を図るための民間活動の支援
5 救急医療体制の整備 (1) 救急医療体制	初期救急医療体制の整備 二次救急医療体制の整備 救急医療情報システムの充実 救急搬送体制の充実と広域搬送体制の整備 救急思想の普及啓発
(2) 小児救急医療体制	初期小児救急医療体制の整備 二次小児救急医療体制の整備 小児救急医療体制の検証・調査 消防機関と救急医療機関との連携強化
(3) 病院前救護体制	救急救命士に対する指示体制及び救急隊員に対する指導・助言体制の充実 救急活動の事後検証体制の充実 救急救命士の資質の向上 緊急時の医療体制の充実
(4) 精神科救急医療体制 6 災害時医療・健康危機管理体制の整備 (1) 災害時医療体制	災害時医療情報システムの整備 負傷者の搬送体制の整備 地域相互応援体制の整備 災害時における保健活動の充実 緊急被ばく医療体制の充実 初動体制の確立・強化 関係機関との連携強化
(2) 緊急被ばく医療体制 (3) 健康危機管理体制	へき地医療支援体制の充実 へき地医療に従事する医師の確保 へき地医療を担う医療機関における診断支援システム等の充実 患者輸送体制(車)の整備
7 へき地医療体制の整備	

第3章 保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築と充実

項 目	施 策 の 方 向
1 保健・医療・福祉包括	保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築と

<p>ケアシステムの推進</p> <p>2 地域Uハビリテーション支援体制の整備</p> <p>3 介護支援サービス体制の整備</p> <p>4 保健・医療・福祉の情報化</p>	<p>充実の支援</p> <p>地域Uハビリテーション支援体制づくりの推進</p> <p>地域Uハビリテーション事業の充実強化</p> <p>健康づくりの推進</p> <p>介護予防と認知症対策の推進</p> <p>介護保険サービスの効果的な使い方・質の向上</p> <p>地域コミュニケーションによる支え合い</p> <p>高齢者の社会参加促進</p> <p>保健・医療・福祉の連携</p> <p>保健・医療・福祉情報の効果的な活用及び住民への情報提供の強化</p>
---	--

第4章 良質で安全・安心な保健医療の提供・確保

項 目	施 策 の 方 向
1 医療機関情報の提供	医療機関情報の提供促進
2 医療サービスの質の向上	医療サービスの向上
3 医療事故・院内感染防止に向けた取組みの推進	医療安全管理体制の充実 患者・家族等と医療機関等との間の信頼関係構築 院内感染対策の強化促進 院内感染対策について日常的に相談できる体制の整備
(2) 院内感染防止	医薬品等の製造・販売者に対する監視指導の強化
4 医薬品等の安全確保対策の推進	医薬品販売者に対する情報提供の促進及び指導
5 薬物乱用防止対策の推進	薬物乱用防止活動の強化
6 血液確保対策の推進	麻薬や向精神薬等の取扱いの指導強化
7 快適な生活環境の確保	献血思想の普及啓発による安全な血液の確保
(1) 食の安全・安心対策	効果的・効果的な監視指導の実施 H A C C P に基づく自主的な衛生管理の普及 地域における衛生水準の向上の支援 食品検査機関との連携強化

(2) 飲用水の衛生確保	食品衛生知識の普及啓発 食品衛生に関する調査研究の推進 「青森県水道整備基本構想」の推進 小規模水道及び飲用井戸等の衛生確保
--------------	---

第5章 保健医療を担う人材の養成確保と資質の向上

項 目	施 策 の 方 向
1 医師	へき地医療を担う医師の養成・確保 医学生の実内定着・県外在住医師の実内への就労促進 医師の就労・教育環境の整備 郡部における歯科診療の充実
2 歯科医師	歯科医師の確保促進 新たな役割に適切に対応できる薬剤師の確保及び資質の向上
3 薬剤師	看護職員の安定的確保 看護職員の資質の向上
4 保健師、助産師、看護師等	看護職員の離職防止、再就業の促進 医療機関や福祉施設等における理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の確保
5 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資質の向上
6 栄養士	管理栄養士及び栄養士の確保と資質の向上
7 その他の従事者	必要数の把握と人材の確保

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭